

厚生労働省環境自主行動計画フォローアップ会議開催要綱

1. 趣旨

「京都議定書目標達成計画」では、温室効果ガスの削減に向けて、各業種の団体が自主行動計画を作成するとともに、政府は、関係審議会等により定期的にフォローアップを行うこととされた。

厚生労働省環境自主行動計画フォローアップ会議（以下「本会議」という。）は、厚生労働省所管の団体が作成した自主行動計画について、その実施状況を調査して評価を行い、同計画の着実な実施を図ることとする。

2. 審議事項

本会議は、厚生労働省所管の各団体が作成した自主行動計画の実施状況について、ヒアリングその他の方法により調査を行った上で、毎年度評価を行う。

3. 構成等

- (1) 本会議は、厚生労働省政策統括官（労働担当）が有識者を参集して開催する。
- (2) 委員の構成は別紙のとおりとする。
- (3) 本会議に座長を置く。本会議の議事は座長が司る。座長は委員の互選により選任する。
- (4) 座長は予め座長の職務を代理する委員を指名することができる。
- (5) 本会議には、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

4. 運営

- (1) 本会議の議事は、本会議において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 本会議の庶務は、政策統括官付労働政策担当参事官室において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、本会議において定める。